

茨城県幼保連携型認定こども園設置認可等要綱

第1 趣旨

この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）、茨城県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年茨城県規則第90号。以下「細則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、県内の幼保連携型認定こども園の設置認可等に当たって必要な手続等を定め、もって県内の幼保連携型認定こども園の教育及び保育事業の健全なる進展を図るものである。

第2 幼保連携型認定こども園設置認可の方針

- 1 幼保連携型認定こども園の設置に当たっては、施設設置の可否や定員の設定等について、県が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づき定めた計画（以下「支援計画」という。）において定める区域内における将来の需要の推計を踏まえて定めた数（施設を設置しようとする所在地の市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に「県で定める数」を加えて策定した支援計画に定める数）に適合することを原則とするものとする。
- 2 知事は、幼保連携型認定こども園の設置認可等の申請があった場合は、事業計画等に適合することを確認するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第21条の規定により、設置認可申請書の写しを当該幼保連携型認定こども園を設置しようとする所在地の市町村長に送付し（幼保連携型認定こども園の設置に関する）意見書の提出を求ることとする。

第3 幼保連携型認定こども園設置の認可申請等

- 1 幼保連携型認定こども園設置計画の承認申請
 - (1) 施設及び設備の整備等を行い幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、幼保連携型認定こども園設置計画承認申請書（様式第1号）を、市町村を経由して知事が別に定める日までに2通（正本及び副本）提出しなければならない。
 - (2) 知事は、幼保連携型認定こども園設置計画を承認する場合は、第2の2に従い、(1)に定める申請書を、設置しようとする所在地の市町村長に送付し意見を聴かなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園設置の認可申請

(1) 法第 17 条第 1 項及び省令第 15 条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（届出書）（細則様式第 2 号）を、市町村を経由して知事に 3 通（正本 1, 副本 2）提出しなければならない。

なお、申請書に添付する、「その他知事が必要と認める書類」については、別表 1 に定める書類とする。

(2) 知事は幼保連携型認定こども園の認可をする場合は、第 2 の 2 に従い、あらかじめ、(1)により提出された認可申請書を、設置しようとする所在地の市町村長に送付し意見を聴かなければならない。

3 少子化対策審議会の意見照会

知事は 1 に規定する設置計画の承認及び 2 に規定する認可を行う場合は、あらかじめ、少子化対策審議会に意見を聴かなければならない。

4 施設及び設備の整備等

施設及び設備の整備等は、原則、1 に規定する設置計画の承認を受けた後に行わなければならない。

5 公立の幼保連携型認定こども園設置の届出

法第 16 条及び省令第 15 条の規定により、幼保連携型認定こども園を設置しようとする市町村長は、認可申請書（届出書）（細則様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

6 公私連携幼保連携型認定こども園設置の届出

法第 34 条第 3 項の規定により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出をしようとする公私連携法人は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書（様式第 2 号）を、市町村を経由して知事に提出しなければならない。

7 変更の手続き

(1) 法第 16 条又は省令第 18 条の規定による設置者の変更の届出又は認可を受けようとする者は幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（届出書）（細則様式第 2 号の 2）を知事に提出しなければならない。

(2) 法第 29 条第 1 項又は省令第 15 条第 2 項に規定する変更をしようとする者は、変更届出書（細則様式第 3 号）を、別表 2 に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(3) 前各号の提出について、市町村以外の者が設置する幼保連携型認定こども園については、当該幼保連携型認定こども園の設置市町村へ提出を行い、市町村は変更内容を確認のうえ知事へ提出すること。

第 4 施行期日

この要綱は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 認可申請書（届出書）添付書類

添付書類	
1	各職員の履歴書及び幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有することを証する書類の写し及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当する者でない旨の誓約書
2	設置者の住民票（設置者が法人の場合にあっては、申請者の定款、寄付行為その他の規約及び登記事項証明書）
3	設置者（設置者が法人の場合にあっては代表者）の履歴書
4	設置者（設置者が法人の場合にあっては代表者）の登記されていないことの証明書及び設置者の身分証明書
5	設置者の印鑑登録証明書
6	施設の周辺の地図
7	建物の配置図、平面図及び立面図
8	建物内外主要部分の写真
9	土地の公図
10	土地及び建物の登記事項証明書並びに使用の権利を証する書類の写し
11	食事の提供に関する業務の委託契約書の写し
12	食事に関する計画を記載した書類
13	教育及び保育に関する全体的な計画を記載した書類
14	教育及び保育に従事する者の研修その他の資質の向上のための事業に関する計画を記載した書類
15	子育て支援事業に関する計画を記載した書類
16	防災計画
17	教育・保育する子どもに関して契約している保険等の契約書の写し
18	利用料に関する書類
19	園長となるべき者の履歴書及び資格証明書の写し（設置者が資質を認めた者とする場合は、設置者の意見書）
20	収支予算書
21	設置者の資産調書
22	就業規則等
23	園則
24	運営規程
25	設立の沿革及び趣意書
26	理事会の議事録（学校法人及び社会福祉法人以外の者にあっては、法人を代表する者の過半数以上の同意書等）
27	申請者が法第17条第2項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面
28	申請者が法人である場合にあっては、申請者の役員及びその長が法第17条第2項第7号イからニに該当しない者であることを誓約する書面
29	建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（紛失等により提出できない場合は、建築所管課発行の「検査したことの証明書」又は「法人理事長による理由書」により代用する。）
30	教具及び園具等が分かる備品台帳
31	飲料水の水質証明書
32	法人の役員一覧（氏名・住所・生年月日を記載）
33	その他必要と認める書類

別表2 変更認可申請書（届出書）添付書類

変更事項	添付書類	提出期限
設置者の氏名又は名称	・印鑑証明	変更後1月以内
設置者の代表者	・代表者の履歴書 ・印鑑証明	変更後1月以内
設置者の住所	・印鑑証明	変更後1月以内
施設の名称		変更後1月以内
施設の所在地	・変更の内容のわかる書類	変更後1月以内
保育を必要とする子どもの利用定員	・変更前後の園則	あらかじめ
保育を必要とする子ども以外の利用定員	・変更前後の園則	あらかじめ
園長	・履歴書 ・園長が法第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類 ・園長の資格を証する書類（「同等の資質」を有する者を園長とする場合は理事会議事録の写し）	あらかじめ
教育又は保育の目標及び主な内容		
教育及び保育の目標	・別紙2 教育保育概要	あらかじめ
教育及び保育の主な内容	・別紙2 教育保育概要	あらかじめ
実施する子育て支援事業	・別紙2 教育保育概要	あらかじめ
園児の1日の活動内容	・別紙2 教育保育概要	あらかじめ
利用料	・変更前後の園則	あらかじめ
目的	・変更の内容のわかる書類	あらかじめ
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	・別紙1 職員及び設備に関する調書 ・建物の変更前後の配置図、平面図 ・建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し ・土地及び建物の登記事項証明書	あらかじめ
開園日数及び開園時間		
園則	・変更前後の園則又は園則の変更が確認できる書類	あらかじめ